

## 雇用政策研究会開催要領

### 1. 目的

様々な経済構造、労働力需給構造の変化等の下で予想される雇用問題に関して、効果的な雇用政策の実施に資するため、学識経験者からなる「雇用政策研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、雇用に関する分析と展望を行うとともに、総合的な雇用政策のあり方を検討する。

### 2. 研究課題

研究会においては、以下に掲げる事項を中心に検討を行い、平成 19 年中を目途に報告書を取りまとめる。

- (1) 経済構造及び労働力需要・供給構造の変化に関する分析と展望
- (2) 雇用に関する問題の分析と今後の雇用政策の方向
- (3) 雇用対策法施行規則に基づき、厚生労働大臣が定める中期ビジョン（厚生労働大臣が、雇対法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項について講じようとする雇用施策に関し、その基本となる事項を定めるもの）

### 3. 構成

- (1) 研究会は厚生労働省職業安定局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会の委員は 10 数名程度とする。
- (3) 研究会に座長を置き、座長は研究会の運営に関する事務を掌理する。

### 4. 運営

- (1) 研究会は必要に応じて、開催することとする。
- (2) 研究会は研究課題によって分科会を設置することができる。
- (3) 研究会の議事については、別に研究会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

### 5. その他

- (1) 研究会の庶務は厚生労働省職業安定局雇用政策課が行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は職業安定局長が定める。